



禁煙外来

助成が受けられます!

たばこを吸うことによる健康被害は肺以外にも、がん・循環器・呼吸器・生活習慣病、妊娠周産期の異常、歯周病など、広範な健康影響が喫煙により引き起こされることが知られるようになりました。また、たばこを吸う本人はもちろんのこと、周りの人間にも同様の健康影響が出ることも確認されています。

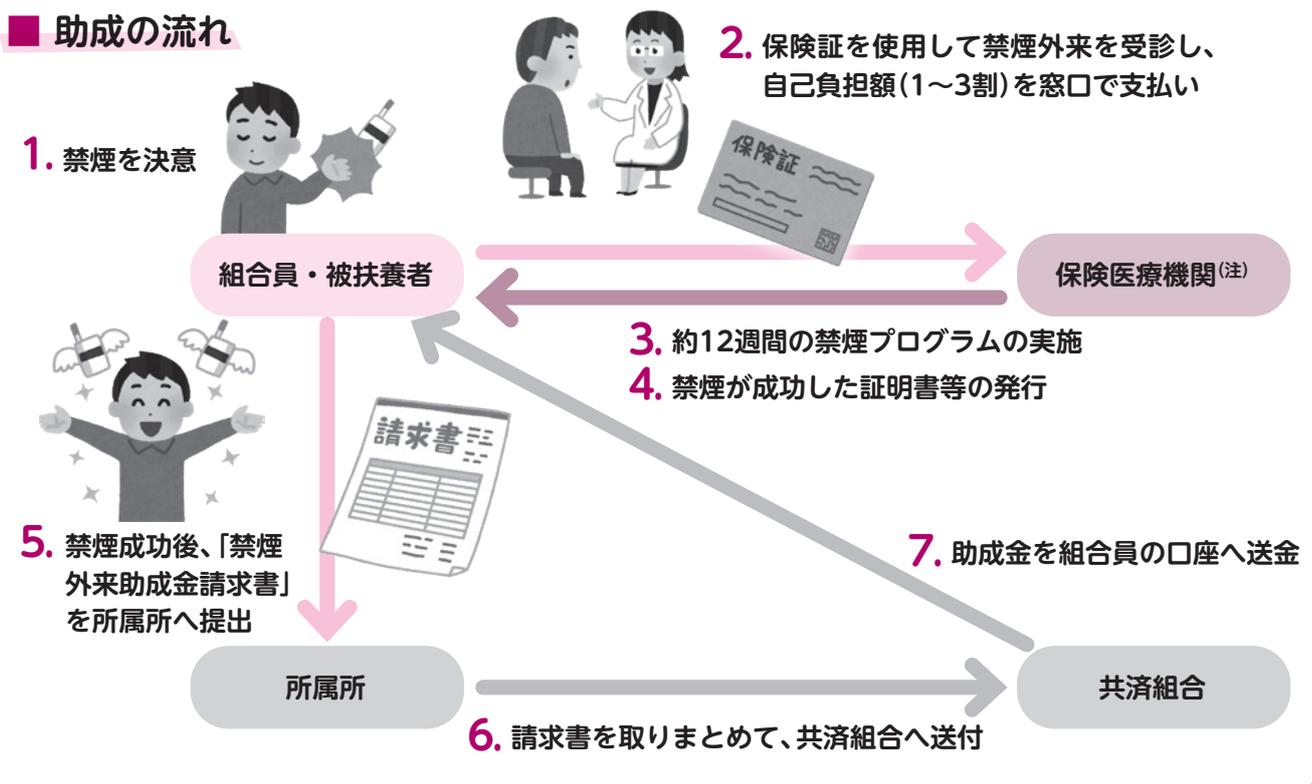
共済組合では、禁煙外来受診による自己負担額への助成事業を行っています。

自分自身のため、大切な家族や周囲の人を守るため禁煙にチャレンジしませんか。

■ **助成対象者** 20歳以上の組合員及び被扶養者で禁煙に成功した方

■ **助成額** 健康保険適用の禁煙外来^(注)にかかる自己負担額(医療費の1~3割)相当額

■ 助成の流れ



(注) 禁煙外来が健康保険適用となる条件等につきましては、p.7をご覧ください。

■ その他

- ①助成回数は、年度内1回のみとなります。
- ②治療終了前に資格を喪失した場合、禁煙治療を中断した場合及び禁煙を達成できなかった場合は、助成対象外となります。
- ③助成金の請求書には、医療機関が発行する「領収書・診療明細書(5回分)」及び「禁煙が成功した証明書」の添付が必要となります。